

第3項 土壤汚染対策の推進

1 有害物質使用事業場に対する立入指導

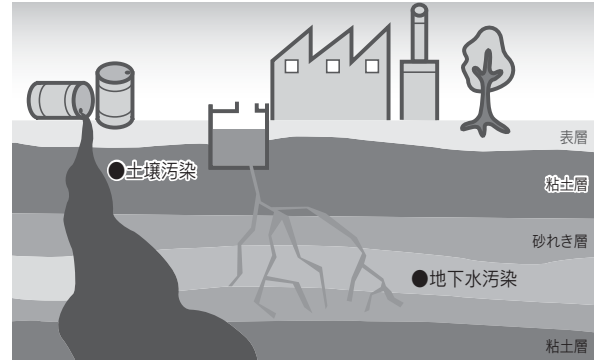
土壤・地下水は一度汚染されてしまうと、元の状態に戻すためには多くの時間と費用が必要です。

このため、土壤・地下水汚染の未然防止を図ることが重要です。県では、「水質汚濁防止法」に基づく構造基準等の遵守状況を調査し、基準に適合するよう指導・助言を行っています。

また、「群馬県的生活環境を保全する条例」では、破損や事故で、有害物質を含む水が土壤に浸透しているおそれがあるときの調査・報告等を義務づけていますが、平成27年度は報告がありませんでした。

土壤・地下水汚染の仕組みは図2-4-1-20のとおりです。

図2-4-1-20 土壤・地下水汚染の仕組み



2 市街地における土壤汚染対策の推進

(1) 土壤汚染対策法

土壤の汚染状況の把握や汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた土壤汚染対策法により、土地所有者等に対し、一定の契機をとらえた土壤汚染状況調査が義務付けられています。

この調査により、土壤中に一定の基準（指定基準）を超える有害物質が検出された土地について、県知事・「土壤汚染対策法」で定める4市長（前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市）が区域指定し、土地所有者等は汚染状況に応じ汚染の除去等の必要な措置を実施しなければなりません。

県内においては、平成28年3月末現在、区域指定されているのは18区域（富岡市内（4か所）・安中市内（2か所）・玉村町内・明和町内・前橋市内（5か所）・高崎市内（3か所）・太田市内（2か所）の土地）です。

(2) 土地改変時の届出等・汚染土壤処理業許可状況

平成27年度における一定規模以上の土地改変時の県への届出状況は127件（政令市は122件）であり、5件に調査命令（政令市は0件）を発出しました。

表2-4-1-21 「土壤汚染対策法」第4条届出処理状況

		平成27年度
総届出件数		127件（122）
	調査命令なし	122件（122）
	調査命令あり	5件（0）
	基準超過あり	2件（0）
基準超過なし	3件（0）	

※括弧内は外数で政令市届出処理件数

なお、汚染土壤処理業については、平成27年度中には許可申請がなされませんでした。

汚染土壤処理施設は、設置に当たって廃棄物処理施設と同様な法手続を経るとともに、廃棄物処理施設と兼用・併設されることが多く、また、人の健康を害するおそれがある特定有害物質で汚染された土壤を受け入れるものであることから、平成25年3月に廃棄物の事前協議規程を改正し、同規程の対象施設に汚染土壤処理施設等を追加することで、設置の適正化と手続きの合理化を図りました。

(3) 坂東工業団地周辺土壌・地下水汚染問題

坂東工業団地（渋川市北橘町）周辺においては、昭和30年代後半に埋設されたカーバイド滓を原因とする土壌汚染によって、地下水汚染（テトラクロロエチレン）が顕在化しています。

この事案の解決を図るために、これまで次のような取組を行ってきました。

今後も専門家会議の意見を伺いながら、事案の解決に向けて取り組んでいきます。

- ・平成18年度：周辺井戸のモニタリングを開始。
- ・平成19年度：地下水汚染が水道水源井戸に及んでいるかを確認するためのボーリング調査を実施。
- ・平成20年度：土壌汚染の範囲及び埋設物を確認するための土壌調査を実施。
- ・平成21～22年度
：群馬県土壌汚染対策専門家会議を

設置し、これまでの調査結果の評価・追加調査の必要性、対策手法等について意見を伺った。

- ・平成23年度：対策手法の実効性を評価する基礎資料とするためのボーリング調査や、この事案に適用される対策手法の概算費用の試算を行った。
- ・平成24年度：専門家会議を再設置し、平成23年度に実施した調査結果や、地下水への影響等について意見を伺った。
- ・平成25年度：専門家会議で、今後の対応方針等について意見を伺った。
- ・平成26～27年度
：専門家会議で地下水汚染の拡大防止策等について意見を伺った。

**コラム 水質汚濁事故防止のお願い**

河川水は、水道水源、農業用水及び水産用水と私たちの生活に密接なつながりをもつものであり、河川に油や化学物質などが流れると、利水上の重大な被害をもたらします。

事故の原因者には、対策及び処理に要した費用の負担が求められ、また、社会的な信用の低下も招くこととなります。

水質汚濁事故は、機械の破損や操作ミスなどの人的ミスに起因するものが多く、日頃の点検整備をしっかりとすることで防げます。また、万一そのような事故が起こってしまったら、素早い対応により被害を最小限に食い止めることができます。水質汚濁事故は早期発見と、迅速な通報が大切ですので、日頃から施設の点検や通報先の確認等についてよろしくお願ひします。

○水質汚濁事故を発見したらすぐに関係機関に通報してください。

もし川で魚が大量に死んでいる、油が浮いている等の異常を見つけたら、直ちにお近くの環境（森林）事務所、土木事務所、市役所、町村役場、消防署等に通報してください。

なお、夜間・休日における県への連絡は、県庁代表（027-223-1111）をお願いします。

正確な場所や状況等についての説明のご協力をお願いします。